

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年10月 7日(月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一		
3番	角 田 郁 夫	4番	原 田 良 美
5番	遠 藤 由 理 子	6番	松 井 則 雄
		8番	本 多 弘
9番	中 村 光 孝	10番	鶴 淵 君 江
11番	宇 敷 和 也 (会長)	12番	清 水 文 明
13番	井 上 正 文	14番	見 城 覚
15番	小 林 由 喜 子		

・欠席

2番 金 井 邦 雄 (会長職務代理者)
7番 堀 江 正 司

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山 田 重 之
事務局次長兼農地係長	小 野 利 明
副主幹	木 我 健
副主幹	佐 藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 8 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、2 番金井邦雄委員さん、7 番堀江正司委員さんから欠席の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 9 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 0 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、4 番原田良美委員、5 番遠藤由理子委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 2 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地の合意解約について
- (3) 形質変更届について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 5 分
- 議案第 4 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

3番 はい。

議長 3番。

3番 良いとか悪いとかでは無くて、面積770㎡で建物105㎡の建物を作ると残りが660㎡約200坪ですけど、大型バス2台、乗用車20台が停められる駐車場が作れるのですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 土地利用図を確認しますと、倉庫105.99㎡、建物の南側に6台、西側に14台とバスの駐車場のスペースとなっています。

3番 200坪で大丈夫ということでしょうか。

議長 バスと乗用車を同時に使用するものではないという意味ではないでしょうか。

事務局員 土地利用図には、幅2.6m長さ4.7mの区画が20台分、そのほかバスの区画が2台分取れているので問題はないものと思います。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第44号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

事業実施の確実性があるということですが、会社員の方がこういった高額な借入をして、この建物を建てることに対してリスクがあると思います。この建築費をどのように工面するのか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

事業実施の確実性を判断する場合がありますが、土地購入費、建築費、こちらは見積もりがあることと、自己資金や融資等を受ける等これ

らを実行できる資力の確認をしています。

3 番 これだけ高額の資金の証明があるということでしょうか。

事務局員 資力の証明は法的添付書類ですので添付されています。こちらは
独) 住宅金融支援機構から融資証明が出ています。資力の確認がで
きなれば転用の実行性がないので、事業実施が確実であるという
説明にはなりません。

議長 ほかに。

2 番の案件について

3 番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

6 番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

次に 9 番の案件ですが、1 3 番委員が現地調査を行っていますので報告をお願いします。

1 3 番 地元推進委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。農地区分
が第 1 種になるということで、原則転用不許可ということですが、
例外の規定にあるように事業用地の 3 分の 1 未満である場合には
許可出来るという事案であります。北側にも太陽光発電設備がある
ところになっています。優良農地ではありますが、法律に則ってい
るものであれば致し方ないのかなと思います。

議長 ありがとうございます。

3 番 農地を一体利用するということですが、農地区分が第1種ですよ
ね。優良農地の一部を使って10,000㎡を超えるソーラーパネ
ルができる。それと3分の1を超えないということで許可出来る
ということですが、そのほかどのくらい具体的に進んでいるの
ですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 まず、経産省のFIT法の認定は取ってあります。市都市計画課
の3,000㎡以上の地域開発の協議は協議中、県の大規模開発に
係る協議も済んでいます。一体利用する山林部分については、市農
林課において森林伐採の認可を得ているとのことで、その他の法
令、行政と協議する件は承認済みと協議進行中となっています。

3 番 ということは、農業委員会とすれば全体の3分の1を超えないこ
とが条件で農地転用出来ますよということだが、一体で利用する3
分の2の場所が確実に事業実施できないとダメですよ。この3分
の2の部分の部分が確実に目的を達成できるかが重要だと思います。

事務局員 3,422㎡の農地だけ事業実施できるという申請ではありません
。申請書には山林を含めた一体利用する全面積、同一事業となり
ますので農地だけの利用計画ではなく北側山林部分を含めた、1
0,534㎡の見積もり、資力、土地利用図で申請しています。

3 番 ということは、山林の部分も一緒に事業するわけですね。

事務局員 同一事業となるので一つの区域として事業実施するものです。

3 番 分かりました。

議長 ほかに。

6番 はい。

議長 6番。

6番 県の許可を受けているということでしたが、そこには第1種農地
が3分の1以下というのは、県の基準なのか、市の基準なのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 こちらは県でも市でもなく農地法の規定になります。

6番 3, 422㎡の以外は山林ということですか。

事務局員 はい。

3番 保安林と言っていましたよね。

事務局員 保安林は東側だけです。今案件では利用しません。

3番 面積もちろんですが、発電出力も366.3kwとすごく大き
いが、周りの人の意見とかはどうなんでしょうか。

事務局員 3,000㎡を超える事業なので、沼田地域開発事業指導要綱が
あります。1,000㎡を超える太陽光発電設備と同じで近隣の方
の同意、地域の同意を求めるものとなっています。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第45号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第46号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第46号については、願い出でのとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第46号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時19分

6. 協議事項

7. 連絡事項

- (1) 令和元年度沼田市農業祭りの開催について
- (2) 第33回沼田市福祉バザーの開催について
- (3) 行事予定について

5) その他

8. 閉 会

終了 午後2時34分